

建設工事等における不備な入札金額見積内訳書の取扱い

入札時に提出された入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いは、次のとおりとする。

1 内訳書が未提出又は未提出と同等と認められる場合並びに記載すべき事項がかけている場合は、当該入札を原則として無効とする。

< 未提出又は未提出と同等と認められる場合の例 >

- ・内訳書の全部が提出されていない場合
- ・内訳書の一部が提出されていない場合
- ・内訳書として提出された書類が白紙である場合
- ・当該工事に対応する内訳書が特定できない場合

< 記載すべき事項がかけている場合の例 >

- ・総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
- ・工事名、業者名又は代表者名の記載がない場合

2 記載事項に誤りがある場合は、当該入札を原則として無効とする。ただし、明らかに軽微な誤記であると認められる場合は、無効としないことができる。

3 内訳書に疑義があり不正行為が疑われる場合は、「杉戸町談合情報対応要領」に基づき処理する。

平成21年9月1日施行

杉戸町